

中東・アフリカ地域の知的財産の最新動向

Recent Trends in Intellectual Property in the Middle East and Africa

独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）ドバイ事務所 知的財産権部長

関 景 輔

2006年特許庁入庁。医薬・バイオテクノロジー分野の特許審査に従事するほか、審判部審判課、米国ニューハンプシャー大学ロースクール（旧フランクリンピアースローセンター）留学（LL.M.）、総務部制度審議室、一橋大学大学院法学研究科ビジネスロー専攻出向（准教授）を経て、2021年6月から現職。

1 はじめに

JETRO ドバイでは、中東・アフリカ地域の約70カ国を対象に知的財産に関する情報を日本のユーザーに提供している。中東とアフリカは、近年の経済成長や市場規模の大きさが注目される一方で、地理的な距離、言語や文化の違いなどの事情から情報の収集が難しく、知財関係者でもなじみが比較的薄い地域である。

そこで本稿では、中東・アフリカ地域の知財全体像を俯瞰した後、主要な国や機関（GCC 特許庁、アラブ首長国連邦、サウジアラビア、ARIPO、OAPI、南アフリカ、ケニア）の知財トピックや模倣品問題の動向を紹介する¹。中東とアフリカは、①中東・北アフリカ（MENA）地域とサハラ砂漠以南のサブサハラ、②中東とアフリカ大陸での分けがあるが、本稿は後者を採用している。なお、本稿は、JETROが毎年12月頃に実施している「海外知的財産権最新情勢セミナー」の内容を基に最新状況を反映させたものである²。

2 中東・アフリカ地域の知財全体像

2.1. 知財で特に着目すべき国

ひとえに中東・アフリカ地域といっても多様で国数も多い。知財で特に着目すべき国は、①日本企業の進出数の多さ（製造・販売拠点）、②経済規模の大きさ、③模倣品の流通状況、④イノベーション環境、⑤知的財産の出願数、といった観点で参考になる。総合的に見ると、中東では、アラブ首長国連邦（UAE）、サウジアラビア、

イラン、トルコ、そしてアフリカでは、南アフリカ、モロッコ、エジプト、ケニア、ナイジェリアが挙げられる。これらの国は、いずれも日本企業の進出数が多く経済規模が大きいが一方、多数の模倣品が流通する問題を抱えている。世界知的所有権機関（WIPO）が毎年発行しているイノベーション環境の総合的なランキング「Global Innovation Index」³では、13位の日本に対して、中東・アフリカ共に中位から下位の国が大半である。そのような中、中東では経済の中心地であるドバイを擁するUAEが33位とトップで、トルコが41位と続き、いずれも昨年より順位を上げている。他方、アフリカでは、同地域で最も経済規模が大きく日本企業の進出が多い南アフリカでも61位と振るわない。世界全体に占める出願件数の割合では、中東・アフリカ共に、商標の割合が特許よりも圧倒的に多いのが特徴的で、商標の総件数は日本に匹敵または凌駕する（表1）。

表1 中東・アフリカへの出願件数が世界全体に占める割合

(2020年)	中東	アフリカ	日本
特許	1.5% 49121件	0.5% 16400件	8.8% 288472件
意匠	2.7% 29448件	0.6% 6959件	2.8% 30475件
商標	3.1% 420950件	1.0% 131198件	1.3% 179929件

中東：以下の合計数(イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、オマーン、カタール、サウジアラビア、シリア、トルコ、イエメン、GCC特許庁)
アフリカ：Africa
母数：World (トルコの件数をTURKPATENTのデータで補正)
WIPO IP Statistics Data Center (Last updated November 2021) トルコのみTURKPATENT

2.2. 広域の知的財産庁

中東には、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAE の 6 カ国が加盟する GCC (湾岸協力会議) 特許庁が 1 つ、アフリカには、英語圏の 22 カ国が加盟する ARIPO (アフリカ広域知的財産機関) と仏語圏の 17 カ国が加盟する OAPI (アフリカ知的所有権機関) の 2 つが設置されている (図 1)。エジプト、ナイジェリア、南アフリカといった経済規模の大きい国は ARIPO で会議などに参加可能なオブザーバーではあるが、広域な権利が有効となる正式メンバーとして加盟していない。モロッコも広域の知的財産庁には参加していない。

2.3. 主要な知的財産庁

特許と商標の実体審査について見ると、中東とアフリカの主要国や広域の知的財産庁ではおおむね導入が進んでいる (中東:UAE、サウジアラビア、イラン、トルコ、GCC 特許庁、アフリカ:エジプト、モロッコ、ケニア、ARIPO)。南アフリカと OAPI でも商標の実体審査は導

入済みで、特許ではそれぞれ時期未定、2023 年度の見込みで導入が予定されている。審査官数では、トルコは 300 人規模である一方、その他の上記主要国・広域知財庁では現状、おおむね数人から数十人ないし 100 人と小規模である。

2.4. 国内出願件数上位国 (特許・意匠・商標)

中東では、トルコとイランへの件数が圧倒的である (表 2-1)。他方、日本企業の進出数が 339 社 (2022 年) と中東で最も多い UAE への件数規模は相対的に少ない。アフリカでは、経済規模の大きい南アフリカ、モロッコ、エジプト、ナイジェリアが出願数上位であるが絶対数は中東より少ない (表 2-2)。日本からの出願は、いずれの地域でも少数で、商標が中心である。

2.5. 国際出願件数の上位国 (特許・意匠・商標)

PCT 出願を見ると、中東では、一部の国 (イスラエル、トルコ、サウジアラビア、イラン) からの件数が突

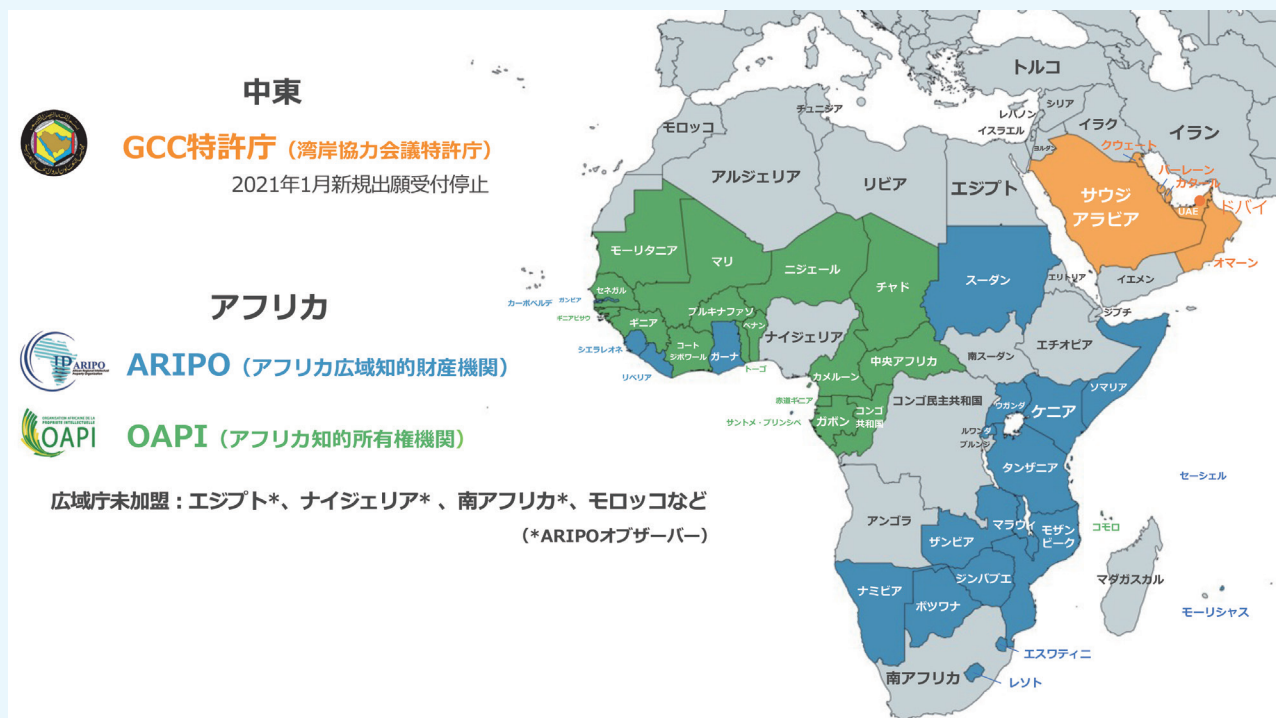
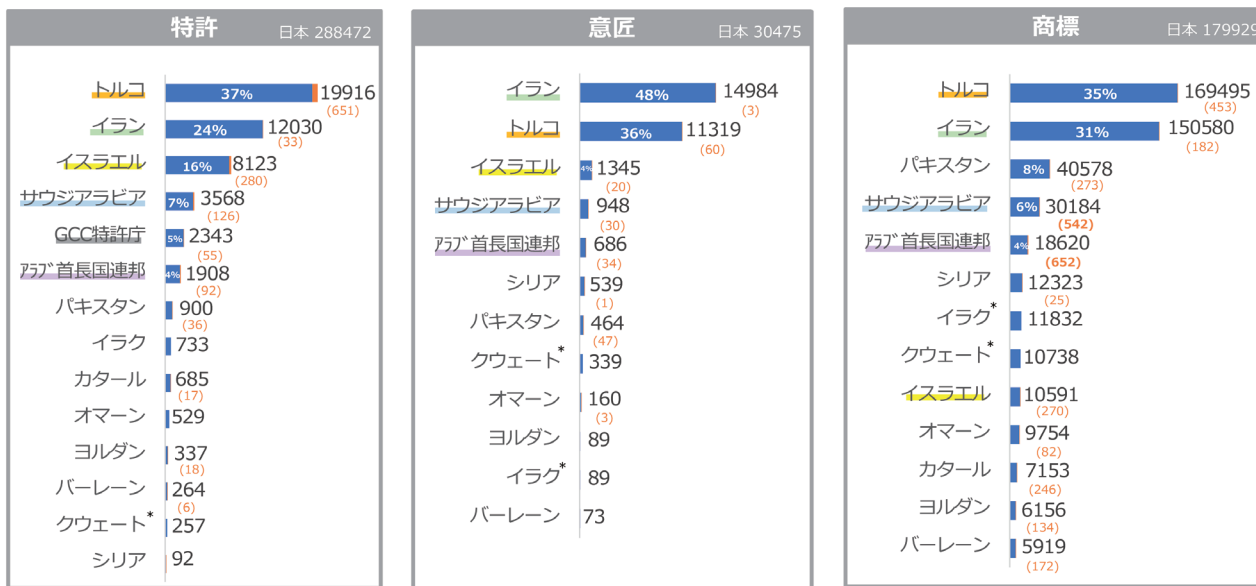


図 1 中東・アフリカの広域知財庁

表 2-1 中東地域への出願数上位国

・2020年データ、「*」は2018年
 ・()内は日本からの出願で、未表示はデータなし
 ・% は、中東の出願全体に占める割合



WIPO IP Statistics Data Center (Last updated November 2021) トルコのみTURKPATENT

表 2-2 アフリカ地域への出願数上位国

・2020年データ、「*」は2019年、「**」は2018年
 ・()内は日本からの出願で、未表示はデータなし
 ・% は、アフリカの出願全体に占める割合



(参考) ARIPO 87

(参考) ARIPO 342 (2)

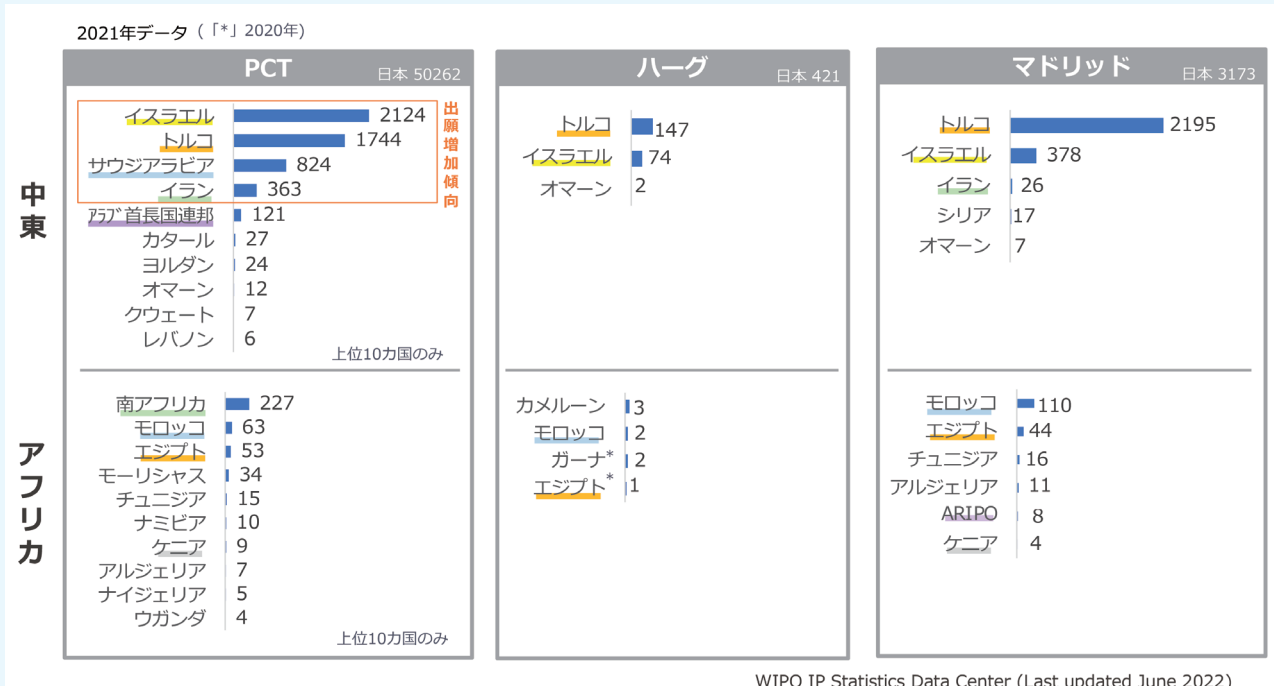
WIPO IP Statistics Data Center (Last updated November 2021)

出しており、近年増加傾向にある(表 2-3)。アフリカでは、南アフリカからの出願が若干見られる程度である。PCT 出願件数の上位 3 カ国の上位出願人は、イスラエルは複数の大学・研究機関、トルコは家電メーカーのアルチェリク社、サウジアラビアはサウジアラムコ社とアブドラ王立科学技術大学である。意匠と商標ではトルコのマドリッド協定議定書経由の件数が多い一方、全体の国際出願の利用は少ない。

2.6. 米国スペシャル 301 条報告書による評価

知財環境の評価でよく参照される報告書として、米国スペシャル 301 条報告書がある⁴。米国通商代表部(USTR)が 1974 年改正通商法に基づき、知的財産の保護・執行・公正かつ公平な市場アクセスに問題のある国を毎年指定する。2022 年度版で最も大きな動きがあったのは中東地域である。サウジアラビアが優先監

表 2-3 中東・アフリカ地域からの国際出願数上位国



視国から一気に外れた。サウジアラビア知的財産総局 (SAIP) の取り組み（執行手順の公開、模倣品や海賊版の執行強化、執行機関への研修、複数の執行機関を調整する委員会設置など）が評価された。クウェート、レバノンも監視国から削除されている。UAE は、医薬品販売承認時の試験データ保護政令の整備や市場での模倣品対策などが評価されて 2021 年に監視国から削除されている。一方、エジプト、トルコ、アルジェリアは主に模倣品や海賊版の対応の不十分さが指摘され、2022 年度も監視国に残った。なお、本報告書は、あくまで米国の視点による相対的な評価であり、サウジアラビアや UAE でも依然として模倣品の問題が指摘される点には留意が必要である。

2.7. 中東・アフリカ地域で日系企業から指摘される課題

JETRO ドバイに寄せられる声としては、第一に制度や運用の不透明性が挙げられる。制度の突然の変更や、運用面では審査基準の公表されていない国が散見される。第二に公開情報の不足や知財 DB の未整備の問題があり、出願や事業展開時のクリアランスに支障がある。特に、アフリカ地域では ARIPO を除いてほぼオンライン環境が整っていない⁵。第三の模倣品問題は後述する。

3 中東の知財制度の概要とトピック

3.1. 中東での特許・意匠・商標取得ルート

3.1.1. 各国出願

日本との特許審査ハイウェイ (PPH) 利用可能国は、サウジアラビア (2020 年に試行開始)、トルコ (2018 年に試行開始)、イスラエル (2012 年に試行開始) がある。

3.1.2. 広域出願

特許については、GCC6 力国で有効な単一の特許として GCC 特許が存在する。しかし、2021 年 1 月から制度が変更された (後述)。トルコでは、欧州特許条約 (EPC) ルートでの権利取得が可能である。

意匠と商標については、広域出願の制度は存在しない。商標については、GCC 統一商標法が存在する。しかし、これは、単一な権利ではなく、あくまで GCC6 力国の商標法の基本骨格をそろえることを目的としたもので、各国は同法を鋳型にアレンジした商標法を採用している。UAE は 2022 年 1 月に商標法を改正して対応した。GCC6 力国の中で残すはカタールのみとなったが、採用の見通しは明らかでない。

3.1.3. 国際出願

特許は PCT (GCC6 力国、シリア、ヨルダン、イラン、トルコ、イスラエル)。なお GCC 特許庁の指定は不可)、意匠はハーグ協定のジュネーブ改正協定 (オマーン、シ

リア、トルコ、イスラエル)、商標はマドリッド協定議定書 (UAE、オマーン、バーレーン、シリア、イラン、トルコ、イスラエル) ルートがある。

3.2. GCC 特許の新規出願受付停止と今後の見通し

3.2.1. 経緯

GCC は 2021 年 1 月 5 日、第 41 回 GCC 首脳会議で翌日以降の特許出願の新規受付を突如として停止した⁶。既存の出願や今後の見通しなどのアナウンスが一切なかったため、GCC 改正特許規則が同年 4 月に公表されるまで大きな混乱を招いた。しかし、出願停止の理由は現在も公表されていない。関係各所によれば、GCC 加盟国での審査体制の整備が進むほか、GCC 特許庁とは独立した制度や財政の運用を指向した国があるのではないかと、この指摘がある。

3.2.2. GCC 特許の扱い・GCC 特許庁の役割の変化⁷

新制度の下では、GCC 加盟国は GCC 特許出願の審査業務 (①受付のみ、②受付・審査、③受付・審査・特許付与) でいずれのサービスを要請するかを選択する (規則第 10 条)。

いずれの選択でも GCC 特許庁が GCC 改正特許法・規則に基づき方式審査を実施する。その後、①の場合、加盟国が国内法に基づき出願を処理する。②と③の場合、GCC 特許庁が GCC 改正特許法・規則に基づき実体審査を実施する。特許付与の条件が満たされていて加盟国から意見がなければ、②では加盟国が国内法に沿って特許付与の査定を通知する手続きをとり、③では GCC 特許庁が特許付与の査定を発行する。旧制度では GCC 特許はすべての加盟国で有効な仕組みであったが、新制度では特許を承認した加盟国でのみ有効となる。このように、加盟国の選択するサービスによって適用される法令が審査段階別になり、特許の効力は特許が承認された加盟国でのみ発生する。旧制度に比べて新制度は複雑化しているため GCC 特許の利便性が低下することが懸念されている。

他方で、改正規則上に明記はないものの、GCC 特許庁は今後、各国の国内特許出願の審査業務を代行する機関になるとの情報もある。

改正規則は 2022 年 2 月 1 日に施行されている。しかし、関係各所によれば、2022 年 7 月現在、まだ運

用は開始されていない模様で、その時期も未定である。なお、GCC6 カ国への出願は、各国別 PCT ルートでの出願も可能である。GCC 特許庁は PCT に加盟していないが、各加盟国はいずれも PCT に加盟している。

3.2.3. 係属案件・現存する特許権の扱い

2021 年 11 月時点で GCC 特許庁より係属案件は引き続き処理しているとの見解を得ている。現存する特許権は、権利期間満了まで GCC 加盟国で有効である。

3.3. UAE が進める知財環境の整備

3.3.1. 概況

UAE は近年、知財環境の整備を推進する政策を矢継ぎ早に打ち出している。2021 年には、建国 50 周年で経済発展を軸とした「プロジェクト 50」と呼ばれる施策を公表した。包括的経済連携協定 (CEPA) をインド (2 月)、イスラエル (5 月) とインドネシア (7 月) と締結し、その中で各国との知財ルール整備を進めている。インドについては知財章の規定が確認されている。また、同政策に関連して、UAE は 2022 年初めに知的財産法を大幅に改正した (後述)。UAE は特許分野で韓国との協力関係が特徴的である。知財庁に相当する部局を有する UAE 経済省は韓国特許庁 (KIPO) と 2014 年に審査協力合意を結び、KIPO の特許審査官が常駐して実体審査を実施している。両政府は 2019 年には AI 分野での協力に合意し、さらに 2020 年には、特に特許分野など知財を含む連携 10 分野での協力に合意している。

3.3.2. 知的財産関連法の改正

UAE は、(i) マドリッド協定議定書に加盟したほか (2021 年 12 月 28 日発効)、商標の保護範囲を立体、単色、ホログラム、音、匂いなど新しい商標に拡大、マルチクラス出願の導入など、GCC 統一商標法に対応するように商標法を大幅に改正した (2022 年 6 月 16 日規則施行)⁸。二一協定にも加盟している (2021 年 12 月 8 日付で発効)。(ii) 旧法を廃止して、産業財産権法を新たに制定した (2022 年 6 月 12 日規則施行)。これは、特許、実用新案、意匠の大幅な改正に加え、営業秘密及び集積回路を新たに保護対象としたものである。特許では、特許出願公開制度や早期審査を導入し、新規性喪失の例外の対象が拡大された。関連して、特許審査のファーストアクションを現在の 42 月から 6

月に短縮する野心的な目標も掲げている⁹。(iii) 著作権法も改正した(2022年5月14日規則施行)。そのほかにも、(iv) 2021年7年には、コモンローを導入しているドバイ国際金融センター(DIFC)で知的財産法規則を施行¹⁰、(v) 2020年8月にはイスラエルとの国交正常化でイスラエルの個人・企業がUAEで知財取得可能としたイスラエルポイコット法を廃止¹¹、(vi) 商標法とは別途、模倣品対策に利用可能な反不正商品法を施行している(2020年に細則施行)¹²。

3.4. サウジアラビアが進める知財環境の整備

3.4.1. 概況

石油依存の経済からの脱却を目指すサウジアラビアは2016年、成長戦略として掲げた「サウジビジョン2030」の施策の1つとして、産業財産権や著作権の管轄など知財機能を集約したサウジアラビア知的財産総局(SAIP)を2017年に設立した。SAIPは、中東・北アフリカ地域のリーディング知的財産モデレーターを目指すことを掲げている。2022年7月22日には商標権の執行に係る法的権限も商業省から移管が完了してSAIP自身が模倣品の取り締まりの機能も有する機関となっている¹³。

3.4.2. 最近の動き

SAIPは、国際的な取り組みとして、各国知財庁とも次々に協力覚書の締結を進めている。日本とは、「日・サウジ・ビジョン2030」の一環として、2020年1月に日本特許庁とPPHを開始している。2017年9月には、日本の経済産業省とサウジアラビアの商業投資省(当時。現在の商業省)との間で模倣品対策協力の覚書を締結した。2022年6月1日よりSAIPを受理官庁としたPCT国際調査・予備審査の管轄を日本特許庁に拡大している。SAIPは各種知財条約にも積極的に加盟を進め、現在、意匠のハーグ協定のジュネーブ改正協定への加盟を準備している。

SAIPは近年、情報公開にも積極的である。2019年には年次報告書、2022年には執行に特化した年次報告書の公開を始めた。2021年6月には、知財検索プラットフォームを一新している。同年7月には英・アラビア語の知的財産用語集を公表した。なお、サウジアラビア司法省は同年10月、裁判情報のポータルサイトを開設している(アラビア語のみ)。そのほかにも、

SNSで内部の各種取り組みを連日発信している。

4 アフリカの知財制度の概要とトピック

4.1. アフリカ地域での特許・意匠・商標取得ルート

4.1.1. 各国出願

OAPI加盟国は個別に知財制度を有していないため、各国ごとではなくOAPI単位での権利取得のみとなる。日本とのPPH利用可能国としては、エジプト(2015年試行開始)、モロッコ(2021年試行開始)がある。エジプトは、2022年1月にオンライン特許出願を開始し、3月に義務化した。

4.1.2. 広域出願

(i) ARIPOルートでは、加盟する英語圏22カ国で権利を取得できる^{14,15}。知的財産権ごとに定められた議定書を加盟国が批准する形式で、例えば、特許、実用新案、意匠を含むハラレ議定書は20カ国、商標を規定するバンジュール議定書は12カ国が加盟する。権利取得の際は、議定書の加盟国の中から保護を求める国を指定する。無効・侵害訴訟は各国単位である。ARIPOは2022年1月1日、両議定書を改正した¹⁶。特許では、特許公開後の第三者による情報提供制度の導入、意匠では保護期間の延長(10年から15年、ただし保護期間の短い指定国では、当該登録は国内意匠法に規定された保護期間の終了時に失効)などが規定されている。

(ii) OAPIルートでは、仏語圏17カ国で権利が取得できる¹⁷。無効・侵害訴訟は各国単位である。OAPIは2022年1月2日、2015年改正バンギ協定のうち、商標、意匠、商号の付属書を発効させた¹⁸。意匠・商標では、出願公開の導入、異議申立制度の導入(出願公開後3カ月)、分割出願の導入、そして商標では実体審査の導入(絶対的要件のみ)や音など商標の定義の拡張など大幅な改正がなされた。特許、意匠は方式審査のみである。なお、特許の付属書は未発効である。

4.1.3. 国際出願

特許はPCTルート(47カ国・含ARIPOとOAPI)、意匠はハーグジュネーブ改正協定(8カ国、OAPI)、商標はマドリッド協定議定書(22カ国、OAPI)ルートがある。エジプトはアフリカ唯一のPCTの国際調査機関(ISA)である。モロッコはハーグ協定のジュネー

ブ改正協定に加盟し、2022年7月22日に発効した。

4.1.4. 欧州特許のバリデーション

欧州特許条約（EPC）ルートの欧州特許を国内特許に有効化できる制度（バリデーション）として、モロッコ（2015年3月1日発効）、チュニジア（2017年12月1日発効）がある。

4.2. 広域制度での商標権の有効性に関する問題

条約の国内法がない国は、権利の有効性を疑問視する指摘がある¹⁹。このため、現地代理人は、国内出願を推奨する場合が多い。マドリッド協定議定書は、加盟22カ国中、9カ国で担保法がない。他方、OAPIは、2022年1月に担保法を規定した。しかし、OAPIに加盟する17カ国はいずれもマドリッド協定議定書に未加盟のため、引き続き権利の有効性を疑問視する指摘もある。ARIPOの商標条約（バンジュール議定書）では、加盟12カ国中、6カ国で担保法がない。

4.3. アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA）

アフリカ大陸の国が加盟するアフリカ連合は、物品やサービスの単一市場の創設や、人の移動促進を目的として、アフリカ大陸自由貿易圏（AfCFTA：African Continental Free Trade Area）の運用を2021年1月1日に開始した。そのフェーズ2として、2022年内に知的財産章の草案がまとめられる見通しである。2022年7月時点でその内容はまだ明らかではないが、アフリカ全体で共通した知財のルール策定が期待されている。

4.4. アフリカのリープフロッグ発展型技術の知財動向

アフリカでは従来の発展段階を一足飛びに越えて技術が急速に広がる「リープフロッグ」現象が知られている。その代表格であるモバイル決済システムについて、アフリカで関連事業を展開する企業の圧倒的多数の約93%（53/57社）がアフリカで特許を出願していないことが明らかとなった²⁰。その理由として、アフリカ知財制度への信頼性や、ビジネス関連発明の発明該当性に関する不透明性が背景にある可能性が指摘されている。うち、40社は、日米欧中韓の5庁でも特許を保有していない。

4.5. 南アフリカの特許実体審査の導入

南アフリカでは、2018年5月に「南アフリカ政府知財ポリシー（フェーズ1）」を掲げ、実体審査導入など特許法の大幅な改正を予定している²¹。特許審査官の採用を続け（2021年で計45名程度）、各国機関の協力（日本、オーストラリア、中国、インド、英国、EPO、米国など）を得て、審査官の研修を進めてきた。特許出願6,618件（2021年）のうち約9割が外国出願であり、これまで方式審査のみで特許付与されていた出願が同ポリシーで目的とする、医薬品アクセスなど公衆衛生の確保、という文脈でどう運用されるのかが注目されている。2022年7月現在、改正特許法の施行時期や、実体審査の開始時期は未定である。

4.6. AIを発明者とする世界初の特許

知財庁に相当する南アフリカ企業・知的財産委員会（CIPC）は2021年7月28日、AIを発明者とする出願に世界初の特許を付与した²²。南アフリカでは実体審査は未導入のため、方式審査を通過したことになる。南アフリカ特許法と規則のいずれにも「発明者」の定義はない。その一方で、自然人を前提とした規定が散見される。本特許付与に関して、CIPCから公式な見解は発表されていない。本特許は2022年7月時点で有効に存続している模様である。同特許出願は各国の知財庁や裁判所では、最終的には却下・拒絶の判断が続いている。

4.7. 新型コロナウイルス関連技術の知財放棄の議論

南アフリカとインド政府は2020年10月、WTOのTRIPS理事会で新型コロナウイルスの予防、治療に必要な関連技術の知的財産権保護を一時的に放棄するTRIPS協定の放棄案を提案した。本件は知財ではなくワクチン供給の問題とする先進国と途上国の立場が対立して膠着状態に陥る中、米国は2021年5月5日に一転、放棄案の支持を表明した。これは他の先進国や製薬業界に衝撃を与えた。インド、南アフリカの修正提案やEUの対案（強制実施権の手続明確化など）の提出、4カ国（米国、EU、南アフリカ、インド）からの成果文書案の提示など、駆け引きが続く中、2022年6月に行われたWTOの閣僚会議で、ワクチンの製造及び供給に必要な特許の強制実施権の要件を緩和する内容（権利

者からの許諾を得る努力を不要とするなど）で一応の合意に至った²³。5年の期限付きで運用は毎年見直される。合意文書には診断薬及び治療薬まで対象を拡大するかどうかを6カ月以内に決定することが明記されている。

4.8. アフリカの知財データベース整備状況

アフリカの知財庁では、主要国であっても知的財産データベースの整備が遅れている²⁴。オンライン検索ができない知財庁が大半である中、特許明細書の全文を入手可能な南アフリカでも登録情報が欠けていることがあり、現実には紙媒体の入手が推奨されている。商標は特許よりもデジタル化が進んでいるとされる。その一方、オンラインでは提供されず記録が不完全なものであることも多い。現地の法律事務所においても、紙媒体で記録を入手せざるを得ないという。

5 模倣品問題

5.1. 中東・アフリカ地域への模倣品流通経路とフリーゾーンの問題

世界税関機構（WCO）の「不正貿易報告書 2019」によると、模倣品は中国を中心に多様な地域から中東

やアフリカに流入している²⁵。特に貨物の物量が圧倒的な UAE を経由地として模倣品が各地に拡散している（図 2）。

世界最大級の国際貿易の拠点で倉庫や工場が立ち並び保護区域であるドバイのジェベルアリフリーゾーンは、第三者の立ち入りが困難で模倣品の摘発が困難であることが長年指摘されてきた。この点、WCO が 2020 年、フリーゾーンでグローバルに適用されるべき税関手続きや管理の強化に関する実務指針を公表したことにより、フリーゾーンでの税関による模倣品取り締まりの気運が高まっている²⁶。

UAE 税関は、知的財産を重視する姿勢を強調し、フリーゾーンを通じて輸出入される商品の監督権を保有することや WCO とも緊密に協力していくことも明言している²⁷。フリーゾーンに特化した差止件数は公表していないが、日本製品の模倣品をジェベルアリフリーゾーンで差し止めた例もわずかではあるが近年出てきている。日本製品の模倣品に対する差し止めの強化・拡大をどのように当局に求めていくかが今後の課題となっている。

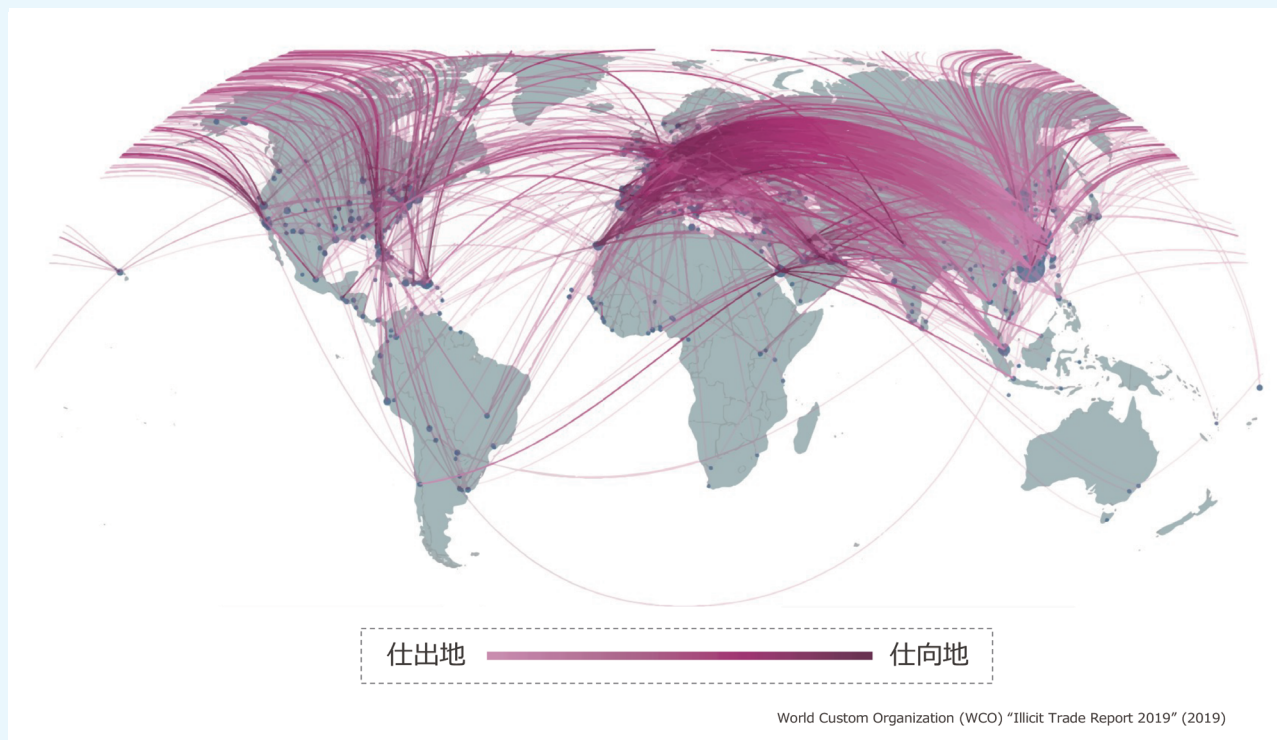


図 2 中東・アフリカ地域への模倣品流通経路

5.2. ケニアで輸入品の知的財産権の登録義務化

ケニアでは国家的な課題となっている模倣品のまん延に対応すべく、ケニア模倣品対策機関（ACA）は、輸入品の知的財産権登録（Recordation）を義務付ける制度の運用を2023年1月より開始する²⁸。登録は義務かつ有料、ケニア国外で登録された知的財産権も対象、さらには未登録での輸入には罰則があるなど、各国の税関や模倣品対策機関の登録制度よりも厳格で特異な制度である。ACAへの登録は、AIMSと呼ばれるシステムからオンラインで行う。

日系企業からは、模倣品対策の強化を期待する向きもある一方で、登録の範囲や罰則の適用といった運用面のほか、新たなコスト負担や他国への同制度の波及などを懸念する声も挙がる。実際、ACAは予算や人的リソース不足、職員の能力向上など様々な課題を抱える中、運用面への不安が指摘されている。

6 おわりに

中東・アフリカ地域の知財の概況を俯瞰してきた。最後に、JETRO ドバイが提供する知財情報を紹介して結びとしたい。(i) 中東に拠点を置く日系企業約30社が参加する「中東知的財産研究会（中東IPG）」では、定期会合のほか、中東アフリカの政府機関などとの協力関係を構築すべく、真贋判定セミナーや意見交換などを実施している。模倣品対策では、官民合同の国際知的財産権フォーラム（IIPPF）中東プロジェクトと連携しており、2021年度はUAEの税関当局やケニアACAとの意見交換を実施した。2021年度は新型コロナウイルスの影響でオンライン主体の活動となった。

(ii) 知財情報として²⁹、知財ニュースレターを中東・アフリカ地域でそれぞれ年10回程度発行している。購読料は無料である。重要なニュースは、JETRO ビジネス短信などで別途発信している。各国の知財制度・模倣品関連の調査研究もJETRO ドバイのウェブサイトでも公開している。本稿では紙幅の関係で具体的な引用先を明示していない情報も掲載している。

(iii) 日本企業からの知財相談につき、中東・アフリカ地域の知財制度・運用について、契約する現地法律事務所と協力して回答を提供している（問い合わせ先：

dubai_ipr@jetro.go.jp)

参考文献

- 1 過去の記事として、塩澤正和「中東アフリカにおける最新の知財動向について」IPジャーナル8巻54頁（2019）
- 2 JETRO ビジネス短信（2021年12月23日）
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/12/67518a6024592e38.html>
- 3 WIPO, Global Innovation Index (GII) (2021年9月)
- 4 USTR, 2022 Special 301 Report (2022年5月)
- 5 アフリカ知的財産ニュースレター Vol.68 (2021年12月)
- 6 中東知的財産ニュースレター Vol.61 (2022年2月)
- 7 この項目は、関景輔「中東・アフリカ地域の知的財産の最新動向」IPジャーナル22号64頁（2022年9月）に記載した情報のアップデートとなる。
- 8 中東知的財産ニュースレター Vol.60 (2022年1月)
- 9 UAE 国営エミレーツ通信社（2022年4月29日）
<http://wam.ae/en/details/1395303043632>
- 10 中東知的財産ニュースレター Vol.55(2021年8月)
- 11 中東知的財産ニュースレター Vol.46 (2020年10月)
- 12 中東知的財産ニュースレター Vol.57 (2021年10月)
- 13 サウジ・ガゼット「Commerce Ministry transfers jurisdiction over trademark enforcement to SAIP」(2022年7月21日)
- 14 アフリカ広域知的財産機関（ARIPO）における知的財産権取得に関する制度概要調査（2017年4月）
- 15 塩澤正和「ARIPO 特許制度を中心にアフリカにおける特許権取得について」知財管理71巻10号1392頁（2021）
- 16 JETRO ドバイ・アフリカIP情報「ARIPO ハラレ議定書とバンジュール議定書の改正法が発効」(2022年1月10日)
- 17 アフリカ知的財産機関（OAPI）における知的財産

権取得に関する制度概要調査（2017年4月）

- 18 JETRO ドバイ・アフリカ IP 情報「OAPI 改正バ
ンギ協定の付属書（商標・意匠・商号）が発効」
（2022年1月10日）
- 19 アフリカ知的財産ニュースレター Vol.65（2021
年9月）
- 20 JETRO ビジネス短信（2022年5月20日）
[https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/05/
60e33c2527f2fa1a.html](https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/05/60e33c2527f2fa1a.html)
- 21 アフリカ知的財産ニュースレター Vol.70（2022
年2月）
- 22 JETRO ドバイ・アフリカ IP 情報「南アフリカ
で AI を発明者とする出願に世界初の特許付与」
（2021年8月2日）
- 23 WTO ウェブサイト「MC12 "Geneva package"
- in brief」（2022年6月）;WTO WT/MIN (22)
/30（2022年6月22日）
- 24 アフリカ知的財産ニュースレター Vol.68（2021
年12月）
- 25 WCO, Illicit Trade Report 2019
- 26 WCO, Practical Guidance on Free Zones,
2020
- 27 UAE FCA, Intellectual Property Rights
Seizure Statistics 2019, 2020
- 28 JETRO ビジネス短信（2022年5月9日、5月
30日、7月15日）[https://www.jetro.go.jp/
biznews/2022/07/eac48f78ded9fae6.html](https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/07/eac48f78ded9fae6.html)
- 29 JETRO ドバイ・中東知財情報 [https://www.
jetro.go.jp/world/middle_east/ip/](https://www.jetro.go.jp/world/middle_east/ip/), アフリカ知
財情報 [https://www.jetro.go.jp/
world/africa/
ip/](https://www.jetro.go.jp/world/africa/ip/)